

## 建設工事現場に対する監督指導結果

### 1 監督指導結果の概要

12 月 2 日(金)から 12 日(月)までの期間中に、管内 16 の建設工事現場を臨検し、その中の 28 事業場に対して監督指導を実施しました。

このうち、12 現場の 23 事業場において労働安全衛生法違反が認められ、現場としての違反率は 75%、事業場としての違反率は 82.1%でした。

### 2 工事の種類別の違反状況

#### (1) 鉄骨造、木造などの建築工事（改修工事を含む）

10 現場（21 事業場）に対して監督指導を実施し、その結果、8 現場（18 事業場）で労働安全衛生法違反が認められました。現場としての違反率は 80%でした。

#### (2) 道路工事などの土木工事

6 現場（7 事業場）に対して監督指導を実施し、その結果、4 現場（5 事業場）で労働安全衛生法違反が認められました。現場としての違反率は 66.7%でした。

〔注：一般的に建設工事現場では、重層的な請負契約により、元請、下請、孫請など多くの施工業者が工事に関わっており、同じ現場で元請と下請等がそれぞれ法違反を生じさせた場合には、違反現場 1 件につき違反事業場を複数件と計上するため、現場数に比べて事業場数が多くなっています。〕

### 3 法令違反の内容

労働安全衛生法違反が認められた 12 現場のうち、主な法違反の内訳としては、

- (1) 元方事業者の講ずべき措置を行っていないため違反を指摘した現場… 9 現場
- (2) 高さ 2 メートル以上の作業箇所や足場に墜落防止用の手すりや中さんを設けていないなど、墜落等による危険を防止するための措置に不備があった現場… 5 現場
- (3) 重機と作業員との接触防止措置に不備があった現場… 3 現場

の順に多くなっています。

#### (1) 元方事業者の講ずべき措置に関する違反… 9 現場 (56.3%※)

(労働安全衛生法第 29、第 31 条)

○元方事業者とは、一般的に元請事業者をいい、現場の関係請負人とその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行う義務を負っていますが、その義務を果たしていなかったものです。

○例えば、下請負人の労働者に足場を使用させる場合は、元方事業者にも足場の安全確保に関する措置義務があり、下請負人任せにはいけないことになっています。

※ カッコ内は、総数である 16 現場又は 28 事業場に対する割合。以下、同じ。

**(2) 足場等からの墜落防止措置に関連する違反…5現場(31.3%)の6事業場(21.4%)**

(労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第563条など)

○足場に法規定の手すりや中さんなどが設けられていないなど、墜落による危険を防止する措置が取られていなかったものです。

**(3) 重機と作業員との接触防止措置に関連する違反…3現場(18.8%)の3事業場**

(10.7%) (労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第158条)

○重機(車両系建設機械)に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせているなど、重機との接触による危険を防止するための措置が取られていなかったものです。

**(4) その他の主な違反**

**① 作業主任者に関する違反…1現場の1事業場** (労働安全衛生法第14条)

○鉄骨の組立てなどの法令で定める作業を行う際は、一定の資格を持つ者のうちから作業主任者を選任し、その者の直接指揮の下、作業を遂行させなければなりません。また、作業主任者の氏名やその職務内容を関係労働者に周知することで指揮命令関係を明確にし、安全管理責任の所在をはっきりさせる必要があります。この措置が不十分であったものです。

**② 呼吸用保護具の使用に関する違反…1現場の1事業場**

(労働安全衛生法第22条、粉じん障害防止規則第27条)

○動力工具を用いて金属を裁断する作業などの法令で定める作業を行う際は、防じんマスクなどの有効な呼吸用保護具を使用させる必要があります。この措置が不十分であったものです。

**4 作業停止命令等の行政処分の状況**

特に重大な違反や重篤な災害につながるおそれのある労働安全衛生法違反については、労働災害を未然に防止する見地から、作業停止命令等の行政処分を行っています。

期間中は、足場に法規定の手すりや中さんなどが設けられていなかった2現場(12.5%)の5事業場(17.9%)に対して、作業停止命令等の行政処分を行いました。

**5 今後の対応**

浜田労働基準監督署管内では、建設業の死亡労働災害は、平成26年5月14日以来発生がなかったところですが、本年9月27日(出張作業中の災害)、10月24日、10月26日と約1か月間で3件の死亡災害が発生するという非常に深刻な事態となっています。

このことから、これまでに、建設業・林業の関係業界団体や発注機関に対して労働災害発生防止の緊急要請や、建設現場への緊急パトロールなどを実施してきたところです。

今回の監督指導結果も踏まえ、当署では引き続き、建設現場に対する監督指導を実施するとともに、関係業界団体及び発注機関に対して、労働災害発生防止に向けた積極的な取組を働きかけていくこととしています。